

## 教育委員会制度 が変わります

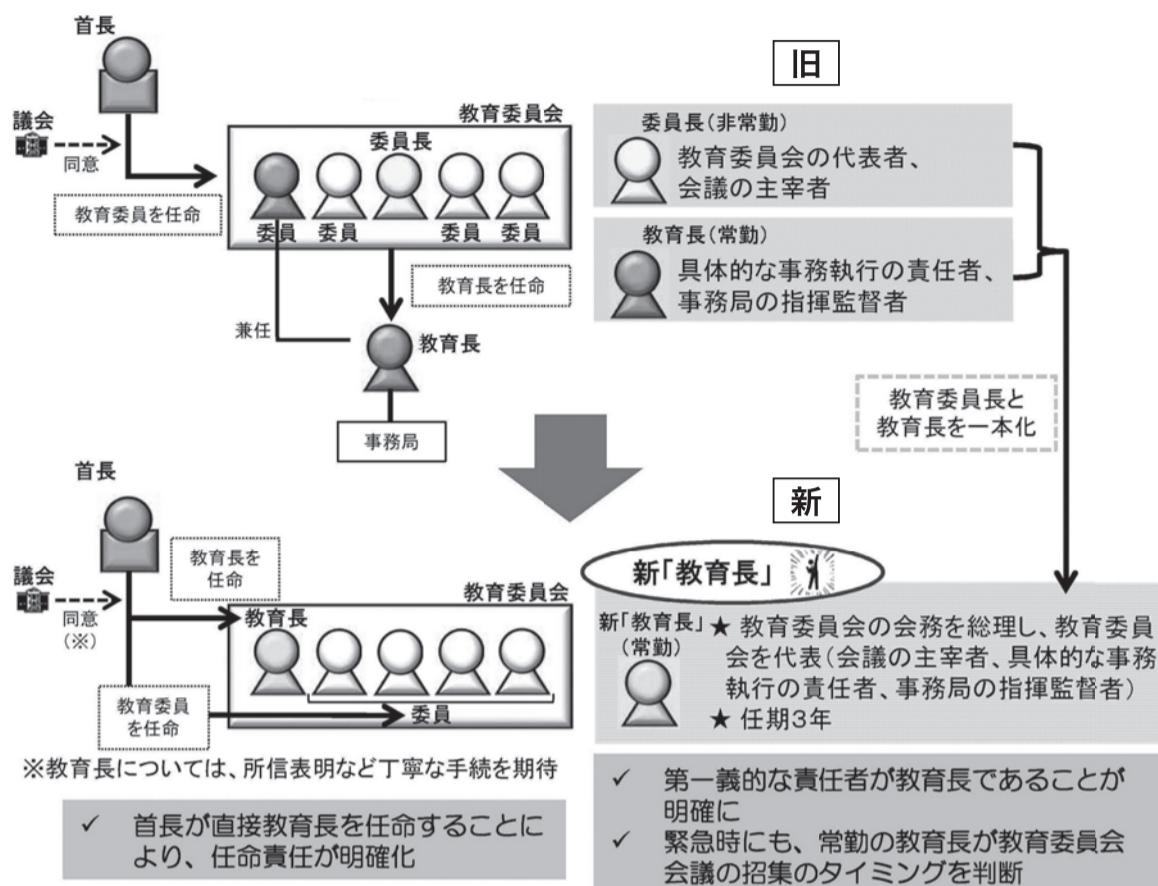
今回の改正点は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長（町長）との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ること」を目的としています。次の4点を柱に法改正されます。

Point2

### 新「教育長」へのチェック機能の強化と会議の透明化

（ただし、現在の教育長の任期までは現行の制度）

新「教育長」の事務執行に対しても、合議体の教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員から会議の招集を求めることができるようになります。また、新「教育長」は、教育委員会規則により新「教育長」に委任された事務の管理・執行状況を報告することになります。これは、現行制度でも法律に基づき、教育委員会の活動状況を「教育委員会の点検・評価報告書」として、町議会に提出・説明とともに、町ホームページで公表しています。



出典：文部科学省『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)』より

そのため、当町では教育委員会制度が改正されても現在の教育長の教育委員としての任期19期（平成29年12月）まで、現行の制度が適用されます。

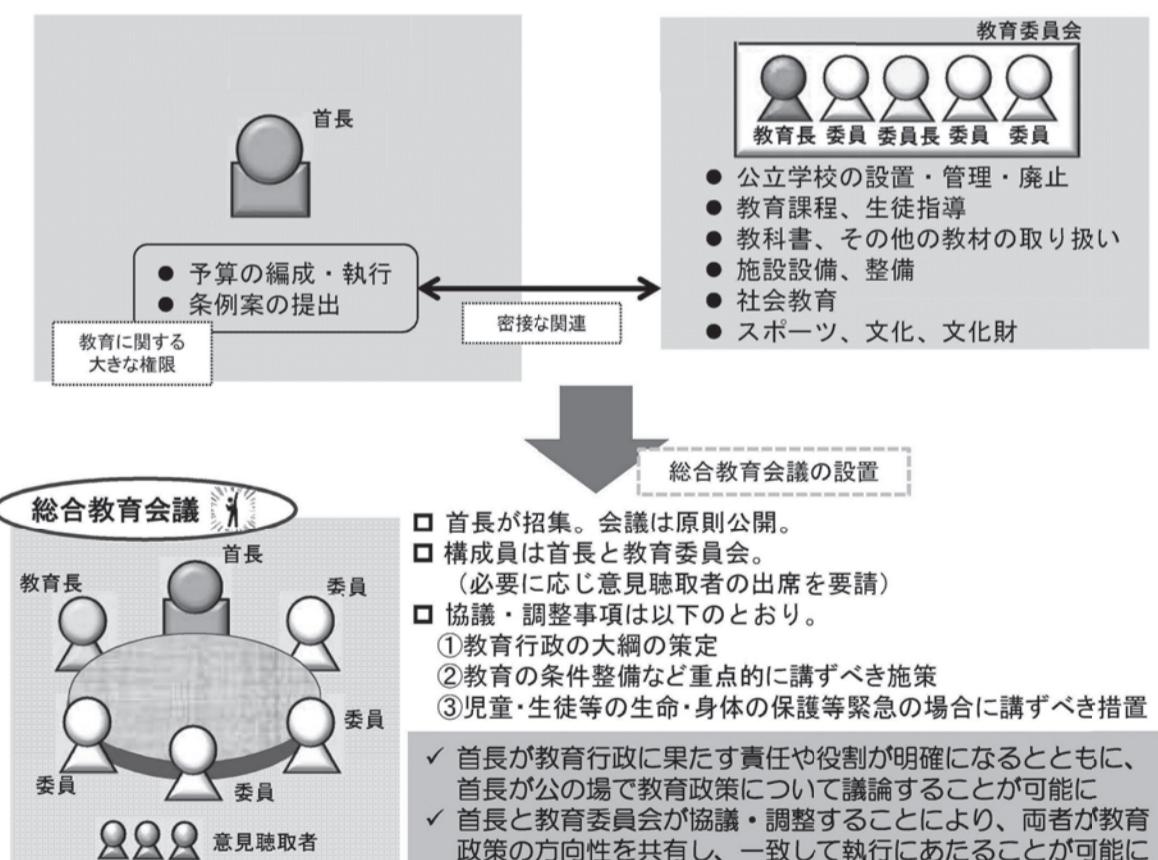
は、現在の教育長が任期満了までは従前の例によるものとされます。

施行にあたっては、現在の教育委員としての任期は3年となります。他の教育委員の任期は、現行どおり4年です。

度における教育長と教育委員長の役割を一本化した新「教育長」を置くこととなります。「教育長＝教育委員長」として、教育委員会の会務を代理し教育委員会を代表することになり、任期は3年となります。新「教育長」は、「教育長＝教育委員長」として、教育委員会の会務を代理し教育委員会を代表することになり、任期は3年となります。

Point3

4月1日から  
すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



出典：文部科学省『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)』より

Point4

### 4月1日から 教育に関する「大綱」を町長が策定

町長は、「総合教育会議」において、教育委員会と協議し、大綱を定めることになります。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、町長と教育委員会は、

策定した大綱をもとに、それぞれ所管（町と町教育委員会）する事務を執行することになります。



↑現在の教育委員会

町長は、新たに「総合教育会議」を設けます（上の図1参照）。町長と教育委員会（教育長及び教育委員）により構成されます。町長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整することになります。これにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になります。